



ISCN ニュースレター

No.0215 別添

February, 2015

独立行政法人 日本原子力研究開発機構 (JAEA)

核不拡散・核セキュリティ総合支援センター (ISCN)

核不拡散・核セキュリティに関するトピックス

米中原子力協力協定について

1. 経緯

2014年11月24日付 Nuclear Fuel¹は、オバマ政権が2015年第1四半期を目途に、新たな米中原子力協力協定(Nuclear Fuelは“a renewed civilian nuclear trade agreement”と記載している)を議会に上程する見込みであることを報じている。1985年11月に米国議会上下両院の合同決議²により条件付きで承認され、同年12月に発効した現行協定の有効期限は30年であり、2015年12月に失効するが、議会で新たな協定を議論するための十分な時間を確保する必要があるという³。

上述のように米中原子力協力協定(以下、米中協定)は1985年に発効したものの、実質的な協力は、1989年の天安門事件による中国政府の民主主義の抑圧や人権問題等に対する米国の経済制裁の一つとして凍結され、また1995～96年の台湾海峡危機等による米中関係の悪化、中国のイラン及びパキスタンの核開発支援の疑惑等により、合同決議が要求する大統領による核不拡散等の保証(certification)がなされず、1998年にクリントン大統領による協力の凍結解

¹Jim Ostroff, “US-China nuclear accord to be sent to Congress in early 2015”, *Nuclear Fuel*, Vol. 39, Number 24, November 24, 2014, p.1 and p.p. 8-9

²Joint Resolution, Public Law 99-183, December 16, 1985. 共同決議は、以下の3つの要件が満たされるまで、米国政府による中国への核物質、施設、機器の輸出、移転及び再移転許可の発給を禁止するというもの。①核物質、施設、あるいは機器が平和目的にのみ利用されることを大統領が議会に保証してから30日後、②中国が核不拡散政策に係る追加的な情報を米国に提供すること、③大統領が下院議長及び特定の上院の委員会に中国の核不拡散政策に関して報告書を提出すること。 <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/STATUTE-99/pdf/STATUTE-99-Pg1174.pdf>

³大統領が協定案を議会へ提出後に議会が取り得る選択肢としては、一般的には、米国原子力法第123条が規定する①何も積極的な動きに出ず、協定案提出から90日間の継続会期の経過(ただし、いずれかの院が3日を超えて休会した場合は日数にカウントされない)により協定を発効させるか、あるいは②上下両院による合同不承認決議の可決により発効を阻止すること、であるが、その他の手段としては、③大統領に協定案の再提出を求めること、④条件付きで協定を承認すること、⑤協定の締結を制限する法案を成立させることにより、発効を阻止すること等もあり得る。ただし②及び⑤の場合は、大統領による拒否権の発動の可能性を踏まえると、議会の2/3の多数が必要となる。

除と核不拡散等の保証⁴及びそれに続く議会によるレビューが終了するまで、米中協定に基づく原子力協力が実施されなかった経緯がある。

米中協定失効に備え、米中政府は2013年から協定交渉を開始し、新たな協定は、後述するように昨今活発化している米中間の民生用原子力協力を反映するものであると報じられている⁵が、その詳細は明らかではない。しかし、1985年の協定発効及び1998年の実質的な協力開始以前になされた議会での議論や、米国が他国と締結している原子力協力協定との相違は、既存の米中協定の幾つかの条項の改定の可能性を示唆する。

また現在、米国原子力産業界は、中国での米国ウェスティングハウスの4基の原子炉(AP1000)の建設と関連契約の履行や、中国が今後建設を予定している10基超のAP1000⁶に係る契約の獲得、さらには中国がウェスティングハウスと開発に傾注し中国が知的所有権を有するCAP1400の第三国への輸出⁷等も視野に入れ、中国国内及び中国との海外ビジネス展開に積極的である。そしてこのビジネス展開のベースの一つである米中協定の継続は、米国原子力産業界にとっては「死活問題(to do or die)」⁸であり、米国企業の下で、原子炉压力容器や蒸気タービン等の製造を行う韓国や日本の原子力産業界にも影響を及ぼす。

一方で米国議会議員の中には、従前から、中国の非核兵器国の原子力活動への支援に係る核拡散懸念が存在し、昨今では中国が核兵器不拡散条約(NPT)に未加盟でIAEA包括的保障措置を受けいていないパキスタンへの原子炉輸出を含む協力が、原子力供給国グループ(NSG)ガイドライン違反であるとの批判がある。

⁴米中協定締結・発効後の中国の核不拡散に係る進展としては、IAEAと保障措置協定の締結(1989)、NPT加盟(1992)、ザンガー委員会加盟(1997)、保障措置の適用されていない原子力施設に対し支援を行わないこと及びイランで原子力プロジェクトに参加しないことの米国への誓約(1996年及び1997年)があった。

⁵James R. Warden, “U.S. Nuclear Cooperation Agreements and Their Relationship with the U.S. Nuclear Industry”, May 12-15, 2014, The Nuclear Materials Material Management and Safeguards System (NMMSS) 2014 Annual Users Training Meeting, http://nnsa.energy.gov/sites/default/files/nnsa/07-14-multiplefiles/May%2013%20-%205_JAMES%20WARDEN%20US%20Nuclear%20Cooperation%20Agreements.pdf

⁶World Nuclear Association, “Nuclear Power in China”, updated January 2015,

<http://www.world-nuclear.org/info/country-profiles/countries-a-f/china--nuclear-power/>

⁷日本原子力産業界協会、「中国とWH社がトルコに原子炉4基建設するための交渉開始で同国と合意」、原子力産業新聞、2014年11月26日

⁸モントレイ国際問題研究所シニアリサーチアソシエートのMilles Pomper氏の言及、出典：Jim Ostroff, op. cit.

加えて中国における人権問題や、昨今の南及び東シナ海における中国の挑発行為など、政治問題を絡め、議会在米中協定下における中国との原子力協力に懸念を示す可能性も示唆されている⁹。

このような状況において、新たな米中協定の内容や議会の対応等、今後の米中協定を巡る動向が注視される。

2. 解説

(1) 改定が示唆される条項

新たな米中協定の内容は明らかになっていないが、1985年当初から、既存の米中協定の特定の条項については、曖昧さや米国原子力法との関係から以下の懸念が呈されていた¹⁰。

- ① 第2条第1項：同項最終文章は、「両国は、協定の順守を尊重し、協定における義務の不履行を正当化するために国内法の規定を利用しないという国際法の原則を尊重する」ことを規定するが、当該規定により、米国議会は、協定が網羅する事項に影響を及ぼす法律を通過させることができないのではないか、との懸念。
- ② 第5条第2項：同項は、協定対象となるウランの20%以上の濃縮、再処理及び形状・内容の変更、さらに協定下で移転、あるいは移転された物質や施設の利用を通じて生産されたプルトニウム、ウラン233あるいは高濃縮ウラン(HEU)の貯蔵場所の変更に関し、「両国はそのような計画を有せず、将来的にこれらの活動を実施する場合には相互に受諾可能な取極めに同意する」とし、またその際には、「両国が当該活動を好意的(favorably)に考慮する義務を負う」、と規定するが、当該規定は、「好意的に考慮」との文言から、米国は中国の活動を拒否できないのではないかと懸念。なお、米国原子力法第123条(a)(5)、(7)及び(8)は、協定対象となるウランの20%以上の濃縮、再処理及び形状・内容の変更や貯蔵場所に係り、供給国としての米国の事前同意権を要求しているが、米中協定ではそもそも当該活動が想定されておらず、したがって当事国の同意が盛り込まれていない。
- ③ 第8条第2項：同項では、協定対象核物質等に対する二国間及びIAEA保障措置が要求されておらず、情報交換及び相互施設訪問に係る交渉に合意しているのみである。当該規定は、協定対象核物質等に協定で規定する保障措置

⁹Fred McGoldrick et al. “ROK-U.S. Civil Nuclear Cooperation and Nonproliferation Collaboration in Third Countries”, p. 57, January 2015

¹⁰Jennifer Weeks, “Sino-U.S. Nuclear Cooperation at a Crossroads”, *Arms Control Today*, June 1, 1997, http://www.armscontrol.org/act/1997_06-07/weeks

の適用を要求する米国原子力法第 123 条 a(1)の規定に従っておらず、これでは協定対象核物質等の平和目的の利用が担保されないのではないかと、との懸念。

上記はいずれも、米国がそれまで他国と締結した二国間原子力協力協定とは異なる文言¹¹である。加えて議会には、

- ④ 原子力法第 129 条(2)(B)は、協定相手国への原子力輸出の終了要件として、非核兵器国による特殊核分裂性物質等に係る活動への関与や、核爆発装置の製造や獲得に直結する重要な活動に対して、協定相手国が支援した場合等を挙げるが、中国の南アフリカへの低濃縮ウラン(LEU)の供与、アルゼンチンへの重水及び LEU の供与、パキスタンのウラン濃縮活動への支援が、当該条項に該当するのではないかと懸念、

があり、上記の①～③の条項と④の中国の非核兵器国への支援により、結果的に米国の核物質等が中国との協力を通じて、地域及び世界の核拡散に繋がることを危惧していた。故に議会は、上述のように合同決議において協定に基づく協力の開始に条件を付したのである。

一方、現在の中国の原子力事情を鑑みると、②について、中国は、核燃料サイクルの確立を目指し、ウラン濃縮及び再処理施設を有している。ウェスティングハウスからの AP1000 の導入等に係り、米中協定対象となる核物質等の増加は不可避と考えられ、現時点ではもはや米中協定対象となる使用済燃料の再処理を行わないことは想定しにくい。加えて、中国が豪州と締結している原子力協力協定では、協定対象となるウランの 20%以上の濃縮、再処理に関して供給国(豪州)の事前同意を必要としている。また③の保障措置について、中国は米中協定締結・発効後の 1989 年に IAEA と保障措置協定(ボランティア保障措置協定)を締結し、2002 年には追加議定書を発効させている。また、中国とブラジル、日本、韓国、加国、豪州及び仏国との協定では、協定対象核物質等を IAEA 保障措置(中国の場合はボランティア保障措置を)に置くことを規定している。

これらを考慮すれば、米国としては、協定対象核物質等の核不拡散担保のため、新しい協定では、①の文言の明確化、②については当事国の同意の明示、③に関しては IAEA 保障措置(ただしボランティア保障措置)の適用を新しい協定に含むことを求める可能性が示唆される。なお米国と中国と同じ核兵器国である露国との原子力協力協定では、②については、20%以上のウラン濃縮、再処理及び

¹¹ただし、中加原子力協力協定には、協定対象となるウランの 20%以上のウラン濃縮や再処理等につき、②と同様の文言が規定されている。

プルトニウム等の貯蔵につき当事国の同意が必要であるとし¹²、③の保障措置については IAEA 保障措置（ボランティア保障措置）を可能な限りにおいて適用すると規定しており、中国が特に②及び③の改定を受け入れれば、その点は米露原子力協力協定とほぼ同様の内容の文言となる。

ただし、④については、中国のパキスタンへの原子炉売却を巡る核拡散懸念が存在し、それについては、以下の(4)で詳述する。

(2) 中国での原子炉建設等に係る米国原子力産業界の関与

2014年12月現在、中国本土では23基の原子炉が運転中で、26基が建設中であり、今後は、2020年迄に58GWe、2030年迄に150GWe、2050年にはそれ以上に設備容量を拡大する予定である¹³。そして中国は、エネルギー開発の基本理念を、自立（self-reliance）とし、原子力先進国から情報、技術、機材等を導入・吸収した上で、中国の自主技術での原子炉の設計を含む国内での核燃料サイクルと供給体制及び能力を確立し、将来的には原子炉等の海外輸出を目指すというものである¹⁴。

中国が、そのような自立方針を見据えて原子炉導入及び開発において立てた白羽の矢の1つが、ウェスティングハウスの AP1000 であり、中国の三門原子力発電所等の原子炉の入札では、2007年に仏国の EPR 及び露国の VVER-1000 を差し置いて、ウェスティングハウスの AP1000 が選択された¹⁵。中国国務院が2014年11月に発表した2014年から2020年までの「エネルギー開発戦略行動計画」によれば、中国が開発利用に傾注する原子炉は、この AP1000 及び CAP1400 を含む大型の加圧水型軽水炉（PWR）、高温ガス炉及び高速炉で、併せて再処理を含

¹²米露原子力協力協定第9条は、形状あるいは内容の変更の場合に当事国の同意が必要と規定しており、20%以上のウラン濃縮及び再処理については明示していないが、国務長官から大統領宛ての核拡散評価書で、形状あるいは内容の変更は、20%以上のウラン濃縮及び再処理も含まれると記されている。

¹³World Nuclear Association (WNA), “Nuclear Power in China”, updated January 2015, <http://www.world-nuclear.org/info/country-profiles/countries-a-f/china--nuclear-power/>

¹⁴Jane Nakano, “U.S.-China Clean Energy Cooperation”, Statement before the U.S.-China Economic Security Review Committee, Center for Strategic & International Studies (CSIS), p.5, April 25, 2014, http://csis.org/files/attachments/ts140425_Nakano.pdf

¹⁵なお仏国の EPR は2012年に台山原子力発電所サイトで建設が開始され、露国の VVER-1000 は田湾発電所サイトで1及び2号機が稼働中、3及び4号機も建設が開始されている。

む核燃料サイクルシステムの改良であり¹⁶、原子炉では AP1000 が主軸となっている。

現在、ウェスティングハウス等の米国企業は、中国企業（中国核工業集团公司（CNNC）や中国電力投資集团公司（CPI）等）の下、2009 年から始まった三門及び海陽原子力発電所での計 4 基の AP1000 の建設（設計、調達、建設等に係る管理サービスを含む）に携わっている。AP1000 の建設としては世界初であり、これらのプロジェクトには、75,000 を超す文書にもなる AP1000 のコアとなる技術の移転（ただし報道によれば、機器及び制御技術を除く¹⁷）も含まれ、各々のウェスティングハウスのプロジェクトは、米国内に 5,000 人以上もの雇用を創出・維持していると言う¹⁸。同プロジェクトには米国企業のみならず、韓国の斗山重工業や中国の企業、日本の三菱重工業も、圧力容器、蒸気発生器、蒸気タービン発電機の製作に携わっている。加えて、2018 年までに中国は、三門及び海陽原子力発電所でさらに 4 基、その他の発電所サイトで計 10 基超の AP1000 の建設を計画しており、ウェスティングハウスとともに中国での AP1000 建設に携わっているシカゴ・ブリッジ&アイアン（CB&I）社は、将来的に米国企業がこれらの建設を受注すれば、原子炉 1 基当たり数十億ドルの契約が見込めるとしている¹⁹。また AP1000 の燃料製造につき、China Baotou Nuclear Fuel は、中国国内での AP1000 用の燃料製造を可能にするため、施設的设计、燃料製造機器の整備及び燃料製造等に係る 3,500 万ドル相当の技術移転契約を 2011 年にウェスティングハウスと締結し²⁰、上述した「エネルギー開発戦略行動計画」に沿う「国内での核燃料サイクルと供給体制及び能力の確立」を着々と進めている。

さらに中国が開発に傾注する CAP1400 は、中国版第 3 世代原子炉と呼ばれ、ウェスティングハウスの AP1000 の設計を基に、中国の国家核電技術公司（SNPTC）及び上海核工程研究設計院（SNERDI）がウェスティングハウスと共同で、総投資額 423 億元（約 6,900 億円）を投じて改良及び出力向上を図った原子炉で、石島湾原子力発電所で建設を開始しており、中国の国産化率は 80%を超えると言わ

¹⁶WNA, op. cit.

¹⁷Power Info Today, “Construction start of China’s first CAP1400 reactor Shidaowan-1”, 6 April, 2014, <http://www.powerinfotoday.com/solar-energy/2481-construction-start-of-chinas-first-cap1400-reactor-shidaowan-1>

¹⁸Jane Nakano, p.6, op. cit.

¹⁹ニュークレオニクス・ウィーク日本語版、2014 年 11 月 27 日、第 55 巻第 48 号（日本語版 1195 号）

²⁰Jane Nakano, p. 10, op. cit.

れている²¹。この経験を生かし、ウェスティングハウスと SNPTC は、AP1000 及び CAP1400 をトルコの 3 番目の原子力発電所サイトで建設することも視野に入れ、トルコの国営発電会社（EUAS）と独占交渉を開始することを発表している²²。

このように、米国原子力産業界にとって、ひいては韓国及び日本の原子力産業界にとっても、中国国内での米国企業の原子力ビジネスの展開は、現時点で多くの利益をもたらすとともに、中国との第三国でのビジネス展開は、それ以上の利益をもたらす可能性を秘めたものであり、核物質や機器等の移転に係り、米中協定の継続が不可欠である。中国にとっても、「国内での核燃料サイクルと供給体制及び能力の確立」を進めていく上で米中協定は不可欠と言える。

なお、米国から中国への原子力技術の移転は、米中協定でなく、米国連邦規則（10CFR Part 810）の適用を受けるため、協定の継続が必ずしも必要ではないが、現実的には米中協定が継続されなければ、米国政府（エネルギー省（DOE））による技術移転の許可発給も著しく困難になると言われており²³、いずれにせよ米中協定の継続が必要不可欠である。

(3) 政府レベルにおける協力

米国は政府レベルで米国産業界の中国でのビジネス展開を後押しするとともに、原子炉建設や運転に付随する原子力安全、核不拡散及び核セキュリティに係る教育・訓練、また先進核燃料サイクル開発等も絡めて中国との協力を着々と進めている。

2007 年の中国による AP1000 の選定につき、米国輸出入銀行はウェスティングハウスの入札に当たり 50 億ドルの融資保証を認めた。また米中協定に基づき、民生用原子炉機器等の輸出許可の発給を行う米国原子力規制委員会（NRC）は、ウェスティングハウスに対し、4 基の AP1000 の機器、エンジニアリング・サービス、初装荷燃料及び 1 回分の取替燃料の中国への輸出を許可したが²⁴、その経験を 2012 年に米国内で初の AP1000 の建設となるボーグル原子力発電所 3、4 号機及びサマー原子力発電所 2、3 号機の建設・運転一括許認可（COL）発給に活かすべく、中国での AP1000 の建設前状況等を視察するとともに、原子炉建設開始

²¹EXITE ニュース、「中国の第 3 世代原子炉 CAP1400 の総投資額は 423 億元—中国メディア」、2014 年 6 月 8 日、

http://www.excite.co.jp/News/chn_soc/20140608/Xinhua_85072.html

²²日本原子力産業協会、前掲

²³Fred McGoldrick et al., op. cit.

²⁴WNA, op. cit.

以降も、AP1000 の安全設計レビューや建設経験の共有、東京電力福島第一原子力発電所事故（福島事故）後の AP1000 の設計レビュー等において情報交換等を行っている²⁵。

さらに原子力技術の分野においても、米中両国は、1998 年に署名した原子力技術の平和利用に係る協定(PUNT)に基づき、原子力技術、輸出規制、危機管理、安全性、高レベル放射性廃棄物管理、核物質防護や核物質の計量管理等の核不拡散に係る技術、2011 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所事故以降は確率論的安全性評価(PSA)等も含めて、研究開発の実施、情報や人材の交換、教育・訓練を含む協力を行っており、2011 年には核セキュリティの分野でも協力することに合意した²⁶。その他両国は、将来的に先進的な原子力技術に関し、2007 年に署名した二国間民生用原子力エネルギー協力行動計画²⁷に基づき、高速炉、先進分離技術、使用済燃料貯蔵、高温ガス炉開発など、先進核燃料サイクル分野での協力を実施している。

このように、政府レベルにおいても、AP1000 建設等に係る経験等の共有、あるいは米国産業界の中国進出のバックアップ及び先進原子炉等の開発分野においても両国は協力を進めており、その継続のためにも米中協定の継続が必要となる。

(4) 米国議会の動向：中国のパキスタンへの原子炉輸出等に係る核拡散懸念等

現時点で、2015 年 1 月から開始した第 114 議会における米中協定に係る動向は表だって聞こえない。議会自身も、上述した現在の米国原子力産業界の中国でのビジネス展開の現状や将来展望、協定が継続されなかった場合の損失や他国へのインプリケーション等を鑑み、協定継続の必要性を十二分に認識していると推測される。事実、1998 年の米中協定に基づく実質的な協力開始の際も、それに異を唱える議員の声はあったものの、仏国等による中国との相次ぐ契約に

²⁵Jane Nakano, op. cit.

²⁶US National Nuclear Security Administration (NNSA), “U.S., China expand cooperation on peaceful uses of nuclear technology”, NNSA Press release, March 30, 2011, <http://nnsa.energy.gov/mediaroom/pressreleases/punt33011>

²⁷U.S.-China Bilateral Civil Nuclear Energy Cooperative Action Plan, signed in 18 September 2007, http://www.nti.org/media/pdfs/1a_1_1.pdf?_=1317157933 左記行動計画は、1985 年の米中協定と、1998 年の PUNT に基づくもの。

危惧を抱いた米国原子力産業界による議会へのロビー活動等もあり²⁸、結局は協定の履行を阻止する法律は制定されなかった。

しかし上述したように、1985年の米中協定締結・発効当時から、中国との原子力協力に関し、特に中国のパキスタンとの原子力協力に鑑み、核不拡散に係る懸念が示されていたし、その懸念は現在でも存在する。

例えば現在、上院外交委員会委員であるエドワード・マーキー議員（民主党、マサチューセッツ州）は、下院議員であった1984年に上述した既存の米中協定の①～③の緩い条項の結果から、中国から第三国へ米国の核物質や機器等が移転され、核拡散に繋がる可能性に懸念を示していたし、また1997年のクリントン大統領による核不拡散等の保証の際には、60余名の議員とともに大統領に保証しないよう書簡を提出、さらに協定下での協力が開始された後も協力を終了するよう書簡を提出しており²⁹、中国との原子力協力には積極的姿勢ではなかった。

また最近では、米国議会の諮問機関で、超党派の議員から構成される米中経済・安全保障検討委員会(U.S.-China Economic and Security Review Commission)が2014年11月に発行した2014年度の年次報告書³⁰は、既存の米中原子力協力は米国の知的所有権が中国に移転されるという片務的なものであり、また中国がパキスタンとの間で2基のACP1000³¹の供給契約を締結し、99.5億ドルの建設費用のうち65億ドルの融資にコミットしているが、そもそも当該契約は、非核兵器国である被供給国にはIAEA包括的保障措置を求めるNSGガイドライン違反ではないか、との批判があることを指摘している。中国は、これ以前のパキスタンのチャシュマ原子力発電所の3、4号機（CNP-300、中国国産のPWR）の売却に

²⁸李春利、「中国の原子力政策と原発開発-時期区分を中心として-」、2012年2月、
http://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC381_2012.pdf

²⁹Shirley Kan and Mark Holt, “U.S.-China Nuclear Cooperation Agreement”, CRS Report for Congress, Updated September 2007, p.p. 8-18,
<http://www.fas.org/sgp/crs/row/RL33192.pdf>

³⁰2014 Report to Congress of the U.S.-China Economic and Security Review Commission, 133 Congress, Second session, November 2014, p.11,
http://origin.www.uscc.gov/sites/default/files/annual_reports/Complete%20Report.PDF

³¹AREVAのPWRを基に中国が設計したもので、中国が知的所有権を保有し、海外へは初の輸出となる。

ついて、NSG に加盟以前の 2003 年の中国とパキスタンの協定に基づくもので、NSG からの承認を不要として輸出を是としている³²。

しかしこれに関しては、現在は上院外交委員会筆頭理事で、第 113 議会では上院外交委員会委員長を務めたボブ・メネンデス上院議員（民主党、ニュージャージー州選出）は、2014 年の外交委員会の原子力協力協定に係る公聴会で、当該原子炉輸出は、NSG ガイドライン違反であることを鋭く指摘し、この中国の行為は、今後どんな報いを受けることになるのか、と述べ、何からかのアクションを示唆している³³。メネンデス議員は、米越原子力協力協定の議会審議において、ウラン濃縮あるいは再処理能力を取得しないという法的コミットメント（いわゆるゴールドスタンダード）を協定相手国が受け入れない限り、原子力協力協定の発効以前に上下両院の合同決議の可決を必要とするという法案を提出した核不拡散を重視する者であり、核不拡散を重視するという点ではマーキー議員も同様である。

さらに、米国の核不拡散コミュニティも、中国の当該行為は NSG ガイドラインの信頼性を削ぐものであると批判している³⁴。ここには、中国が、米国や仏国などの原子力先進国から進んだ原子炉技術を移転・取得し、それをもとに国内外で原子力ビジネスを展開して利益を得るとともに、近隣諸国の核拡散のリスクを高める事態になることへの大きな危惧がある。

2015 年 1 月 15 日付の中国と大量破壊兵器及びミサイルの拡散に係る議会調査局のレポート³⁵は、米国議会は、従前から大量破壊兵器とミサイルの拡散に、米国が中国に対してどのような政策を採ったらよいかを模索しているものの、諜報機関から議会への報告によれば、中国企業は、特にパキスタンへの原子力及びミサイル関連技術及びイランへのミサイル関係技術の提供に関し、「主要な供給者」であったことを指摘し、現在でも中国のパキスタン、イラン、あるいは北朝鮮に対するアプローチには根本的な変化は見られないとしている。この他、中国における人権問題や、昨今の南及び東シナ海における中国の挑発行為など、政

³²Shirley Kan, “China and Proliferation of Weapons of Mass Destruction and Missiles: Policy Issues”, Congressional Research Service, January 5, 2015, p. 4

³³Fred McGoldrick et al., op. cit.

³⁴Toby Dalton, Mark Hibbs, George Perkovich, “A Criteria-Based Approach to Nuclear Cooperation With Pakistan”, Carnegie Endowment for International Peace, June 22, 2011, <http://carnegieendowment.org/2011/06/22/criteria-based-approach-to-nuclear-cooperation-with-pakistan>

³⁵Shirley Kan, “China and Proliferation of Weapons of Mass Destruction and Missiles: Policy Issues”, Summary, op. cit.

治問題を絡め、議会在米中協定下における中国との協力を懸念を示す可能性も示唆されている³⁶。このような議会の状況も鑑み、今後の米中協定を巡る動向が注視される。

【報告:政策調査室 田崎 真樹子】

発行日:2015年2月27日

発行者:独立行政法人 日本原子力研究開発機構(JAEA)

核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)

³⁶Fred McGoldrick et al. p. 57, op. cit.